

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者	送付委員会名
4 年 第 26 号	4. 6. 8	<p>こども家庭庁発足に先立つ児童相談所の早期改善に係る意見書の提出に関する陳情</p> <p>こども家庭庁発足に先立ち、児童相談所が子どもの人権を尊重する改善策を早期に実施するため、以下のことについて、国に意見書を提出していただきたい。</p> <p>1 概要</p> <p>今世の中は、児童虐待殺人事件を阻止し、児童虐待阻止強化が強く求められている。</p> <p>我が団体も同じ気持ちで活動を行っている。児童虐待阻止の強化が必要である。ただ、児童相談所の対応は、ときに子どもの人権・児童の福祉をないがしろにしていることが報告されている。</p> <p>子どもの保護環境と親子支援の在り方を改善していただきたく陳情させていただく。また、子どもの自殺について児童相談所が取り組まれていることが非常に残念である。予防的支援に取り組んでいただきたい。</p> <p>2 原因</p> <p>① 18 才を超えて保護することは、児童の定義を逸脱した行為である。</p> <p>② 厚生労働省発表の統計を見ると、相談対応件数が年々急増しているにもかかわらず、児童の虐待死は年間約 50 名前後のまま推移している。このことから命にかかわる深刻な児童虐待のケースには対応できていないことがわかる。むしろ、誤認保護や過剰な保護が発生しており、親子の面会通信制限が長期に渡って継続されているとの報告があいついでいる。</p> <p>③ 「虐待」の定義が著しく抽象的であり、「虐待」認定が児童相談所の主観的判断に委ねられている。</p> <p>④ 国連子どもの権利委員会から日本政府に対して児童相談所の一時保護を廃止するよう勧告された。</p> <p>これらのことから、以下の 5 点を盛り込んだ確実な実施を求める。</p> <p>3 陳情の事項</p> <p>① 18 才以上の成人について、保護対象から外すこと。</p> <p>② 学校で行われる自殺願望・いじめアンケートに、「虐待を受けていますか」との項目を追加すること。</p>	<p>全国の児童相談所が行う子どもに対する人権侵害を阻止する会 共同代表 河村 誉江 外 1 名</p>	<p>保健福祉 医療</p>

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
		<ul style="list-style-type: none"> ③ 施設入所の処置を要すると認めるときは、子どもに弁護士を付け代弁者とするを許可すること。 ④ 児童相談所職員の面談では、カメラ・ボイスレコーダーでの記録を義務化すること。 ⑤ こども家庭庁発足に当たっては、文部科学省からの予算を児童虐待対応に流用しないとともに、同省の人事を児童虐待対応に配置しないこと。 		